

養護老人ホーム入所を希望される方へ（1／2）

【養護老人ホームとは】

養護老人ホームとは、65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由により在宅において日常生活を営むことが困難な方を、入所措置基準に照らして、入所判定委員会で入所可能と判定された方を、市が措置する老人福祉施設です。

【入所措置基準】

入所措置基準は、次の1、2のいずれにも該当する場合です。

1. 環境上の事情（①、②のいずれにも該当すること）

①健康状態：入院加療を要する病態でないこと

②家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では、在宅生活が困難であると認められること

2. 経済的事情（①から③のいずれかに該当すること）

①生活保護を受けている世帯であること

②対象者及び生計維持者に市町村民税の所得割が課税されていないこと

③災害等の事情により生活状態が困窮していること

※心身の状況により養護老人ホームでは対応できない場合がありますので、申請前に施設への見学をお願いします。（インスリン注射が自分で出来ない方等は対応できません）

【入所判定までの流れ】

申請を受理した後、福祉事務所職員が入所希望者へ訪問調査を行い、その後に入所判定委員会により入所対象の可否を決定します。

※入所判定委員会は偶数月（2・4・6・8・10・12月）の中下旬に開催されます。

前月（奇数月）の末日までに申請受付された分が翌月に判定されます。

【入所負担金】

入所者と扶養義務者から負担能力に応じて、毎月、入所負担金を市に納めていただきます。負担金額は、雲仙市老人ホーム等入所者に係る費用徴収規則により決定されます。

※毎年7月に負担金の改定を行ないます。

《例》

	R 6年	R 7年	R 8年	R 9年
	7月	1月	1月	1月
		4/1	4/1	4/1
	7月	7月	7月	7月
負担金	7～12月分	1～6月分	7～12月分	1～6月分
収入等	(前年の収入)	(前々年の収入)	(前年の収入)	(前々年の収入)
	R 5年1月～12月の収入	R 6年1月～12月の収入	R 7年1月～12月の収入	R 8年1月～12月の収入
	R 6年度の課税状況		R 7年度の課税状況	
			R 8年度の課税状況	

養護老人ホーム入所を希望される方へ（２／２）

【提出書類】

①措置申出書（様式第14号）

②収入申告書（様式第15号）

・通帳のコピー

（1～6月の提出：前々年の1月～現在まで、7～12月の提出：前年の1月～現在まで）

・源泉徴収票又は年金、恩給等の証書の写し

・必要経費に記載した金額が分かる書類の写し（医療費や社会保険料（介護・後期高齢）等領収書など）

③所得課税証明書 ※税務担当窓口で発行

④診断書（様式第17号） ※身体：かかり付け医で記載

⑤診断書（様式第18号） ※精神：精神科専門医で記載（認知症・精神疾患等がある場合）

⑥扶養義務者等申立書（様式第19号）

⑦身元引受書（様式第20号）

⑧扶養義務関係申立書（様式第21号）

⑨扶養義務者の状況（様式第22号）

⑩戸籍謄本（本人の全部事項証明） ※戸籍担当窓口で発行

⑪住民票謄本（世帯全員、本籍・筆頭者・世帯主・続柄入り）※戸籍担当窓口で発行

⑫個人情報調査・照会および利用に関する同意書

⑬障害者手帳（身体・精神・療育）や原爆被爆者健康手帳等お持ちの方は手帳の写し

⑭その他、市が提出を求めた書類

※③、④、⑤、⑩、⑪については自己負担となります。

上記の書類を揃えていただき提出ください。（全ての書類が揃わないと受理できません）